

「日本目録規則 (NCR) 2018 年版」(仮称) への期待と要望

「日本目録規則 (NCR) 2018 年版」(仮称) 関西検討集会
平成 29 年 3 月 5 日 (於大阪市立中央図書館)
和中幹雄 (情報組織化研究グループ)

1. 評価・点検のための 3 つの視点

新 NCR 関西検討集会の共催者である日本図書館研究会情報組織化研究グループの一員として、「日本目録規則 (NCR) 2018 年版」(仮称) に対するコメント (私見) を次の 3 つの視点から行いたい。

- (1) 図書館目録利用者の視点
- (2) 司書課程教員の視点
- (3) 図書館目録作成者の視点

但し、本日の検討会では、主として上記 (1) の視点からの要望を具体的に 3 点示すにとどめ、7 月末までのパブリック・コメント期間に、後日、細部のコメントを追加提示したいと考えている。

なお、(2)と(3)については規則策定後の運用に関わるものであり、本日の趣旨にそぐわないと考えるが、あえて最後に簡単に触れておきたい。

(以下では、「日本目録規則 (NCR) 2018 年版」(仮称) で示された条文案を「新 NCR」と呼ぶ。)

2. 情報環境に合致した新しいコンセプトによる規則への期待

(1) 序説 4-1) で示された策定方針

- ① ICP 等の国際標準に準拠すること
- ② RDA との相互運用性を担保すること
- ③ 日本における出版状況等に留意すること
- ④ NCR1987 年版とそれに基づく目録慣行に配慮すること
- ⑤ 論理的でわかりやすく、実務面で使いやすいものとする
- ⑥ ウェブ環境に適合した提供方法をとること

(2) 序説 4-2) で示された規則の特徴

「序説」によると、規則の特徴として、次の 13 点が掲げられている。

- ① FRBR 等の概念モデルに密着した規則構造
- ② 典拠コントロールの位置づけ
- ③ 全著作の典拠コントロール
- ④ 資料の内容的側面と物理的側面の整理
- ⑤ 関連の記録
- ⑥ 書誌階層構造
- ⑦ エレメントの設定
- ⑧ 語彙のリスト
- ⑨ 意味的側面と構文的側面の分離
- ⑩ 機械可読性の向上
- ⑪ アクセス・ポイントの言語・文字種と読み、排列の扱い
- ⑫ RDA との互換性
- ⑬ NCR1987 年版からの継続性

これらの策定方針と新しいコンセプトに基づく規則の特徴は、ネット時代の現状に即したものであり、基本的に賛同できるものである。このような RDA 対応の本格的な規則策定作業に対し、心から敬意を表したいと思う。

3. 新 NCR が備えるべき 7 つの特性（私見によるまとめ）

- (1) カード目録からの脱却
- (2) 国際性
 - ・ FRBR の概念モデルを基本とし、ICP（国際目録原則）に準拠すること
 - ・ RDA との相互運用性を担保すること
- (3) ローカル性
 - ・ 日本における出版状況等に留意すること
 - ・ アクセス・ポイントの言語・文字種と読みの規定
- (4) 歴史的継続性
 - ・ NCR1987 年版とそれに基づく目録慣行に配慮すること
- (5) 機械可読性
 - ・ 書誌的事項のエレメント化
 - ・ 実体の属性と関連の記録
 - ・ 語彙のリスト
 - ・ 意味的側面と構文的側面の分離
- (6) 社会性
 - ・ 図書館コミュニティ内での規則からの脱皮
 - ・ 他コミュニティとの相互運用性
- (7) 論理性と実務性
 - ・ 論理的でわかりやすく、実務面で使いやすいものとする

4. 国際目録原則における「一般原則」に基づく評価基準

国際目録原則覚書では、目録規則を作成する際の指導原則を 10 点挙げ、「最上位の原則は利用者の利便性である」としている。

- 2.1. 利用者の利便性 (Convenience of the user)
- 2.2. 用語法の一般性 (Common usage)
- 2.3. 表現性 (Representation)
- 2.4. 正確性 (Accuracy)
- 2.5. 充分性および必要性 (Sufficiency and necessity)
- 2.6. 有意性 (Significance)
- 2.7. 経済性 (Economy)
- 2.8. 一貫性および標準性 (Consistency and standardization)
- 2.9. 統合性 (Integration)
- 2.10 相互運用性 (Interoperability)

新 NCR を評価する場合も、これらの一般原則に合致しているかどうかを基準として行う必要があると考えるが、ここでは、主として「2.1. 利用者の利便性」「2.2 用語法の一般性」「2.3 表現性」^{注)}の原則の評価基準に従って、3つの修正提案を行いたい。

注) 「2.3 表現性」の原文は次のとおりである。

2.3. Representation

Descriptions and controlled forms of names should be based on the way an entity describes itself.

例えば、「転記の原則」はこの指導原則によるものである。

5. 図書館目録利用者の視点からの点検

新 NCR に基づき作成される図書館が提供する情報（書誌情報、典拠情報）およびそれに関わる専門用語は、社会常識に合致するものでなければならないと考える。また図書館が提供するそれらの情報は、利用者による利活用が容易なものでなければならない。これらの観点から、以下の 3 つの修正案を提示する。

5-1 修正提案 1

Creator の訳語「作成者」は「創作者」に変更すべきである。

- ① 図書館に関わる専門用語は、社会常識に合致するものでなければならない。
- ② 著者、作曲者、画家等を示す **Creator** の訳語は、**Create** のニュアンスを含むべきである。また、「作成者」とは別に、「データ作成者」の語が同居していて、**Creator** との区別を不分明なものとしている。
- ③ なお、この用語以外に、**FRBR** や **RDA** を基礎とした本規則は、新しい日本語訳の用語が多く提示されている。これまでの「標目」や「記入」といった業界内でのみ通用する用語とならないようにするという観点から、社会的・文化的慣習からの乖離をなくすために、その他の翻訳用語の点検も必要である。

5-2. 修正提案 2

「序説」「第 0 章 総説」「第 1 章 属性総則」の言語・文字関連条項について、別紙案のような修正を行う。

(当面の修正案)

- ① 「表現形に関する属性の記録が、資料の識別に根幹的な役割を果たす。」とある。文字の記録（転記の原則による記録）として考えた場合、次の 2 種類ある。
 - a) 表記形（表現形および著作や個人の名称などの根拠となる参考資料の表記の形）
 - b) 翻字形（「読み」のデータもこのカテゴリーに属する）「a)を基本とし、記録できない場合には翻字形を用いる」という原則を最初に据えれば、それが何語であれ関係ないことになり、「片仮名形」「漢字仮名まじり形」「漢字形」といった用語を用いる必要がなくなると思われる。このような考え方に従い、「序説」および「総説」の規定をより一般的な規定に変更する。
- ② 「第 1 章 属性総則」の「#1.12 統制形の記録」に先立って、非統制形の記録も含まれた「#1.12 タイトルおよび名称とその読み」を挿入し、「#1.12 統制形の記録」にあった文字種の説明および「表 1.12 タイトルおよび名称とその読み」はここに収める。表現形と個別資料のアクセス・ポイントの章（第 24 章、第 25 章）が保留のままであるが、非統制形アクセス・ポイントの基本規定とするためである。
- ③ 「#1.13 統制形の記録」は、統制形の一般規定のみとする。

(検討事項)

- ① 「片仮名形」「漢字仮名まじり形」「漢字形」という用語は名が体を表していない面があるが、現時点ではそのままとしている。
- ② 「読み」は、現時点では、エレメント・サブタイプとして異形タイトルまたは異形名称として記録することとしている。
- ③ 排列を大きな機能と考える必要がなくなった現在において、「読み」の付与をオプションとすることもできる。
- ④ 著作、表現形、個人、家族、団体の優先言語が検討課題となっている（翻訳書あるいはレファレンスブック等に現れた名称・タイトルについて、優先名称・優先タイトルを日本語形とするか原綴形とするかの選択など）。これは優先言語の問題ではないが、国際性を重視するかローカル性を重視するかの問題であり、典拠管理を前提にするならば、いわば「決め」の問題であると考えらる。
- ⑤ 第 2 章以下の関連条項の修正。

5-3. 修正提案 3

個人名における姓名間に記録するコンマを転置の場合に限定する（別紙案参照）。

(現状)

- ① コンマは本来、転置の場合に使用され、AACR1 イギリス版までは、そのような規定であった。しかし、AACR1 アメリカ版、AACR2 およびそれを引き継いだ RDA では、「転置」という限定はなくなり、姓名間の区切り記号となった。

- ② しかし、転置やコンマの使用は、排列のためのものであり、RDA 策定過程でも議論となったが、転置を必要としない地域からの要望がないため、AACR2 で定まった規定は変更されないままである。
- ③ 個人名が「名+姓」ではなく「姓+名」が中心の国では、日本を除いて、中国、韓国、ハンガリーの目録法において、コンマを使用していない（但し、NDL 作成のデータが VIAF に登録されて以降、その影響を受けてか、中国その他でコンマの使用例が少しずつ出現してきているように思われる）。

(変更を必要と考える理由)

- ① 著作・表現形の優先・異形タイトル、個人・家族・団体の優先・異形名称の記録の根拠となるのは、体現形ないし参考文献における表記形であり、両者の対応関係は明確になるべきである（表現性の原則）。

	体現形	優先名称	異形名称
①	吾輩は猫である / 夏目漱石著 〔表記形の記録〕	夏目漱石 ↓ 夏目, 漱石	
	Wagahai wa neko de aru / Natsume Sōseki cho. 〔翻字形の記録〕		Natsume Sōseki ↓ Natsume, Sōseki
②	吾輩ハ猫デアル / 夏目金之助著 〔表記形の記録〕		夏目金之助 ↓ 夏目, 金之助
③	Light and dark / Natsume Sōseki; translated by John Nathan. 〔表記形の記録〕		Natsume Sōseki ↓ Natsume, Sōseki
④	I am a cat / Sōseki Natsume ; translated by Aiko Ito & Graeme Wilson 〔表記形の記録〕		Sōseki Natsume ↓ Natsume, Sōseki

現行の規則では、③の体現形に基づく異形名称と④の体現形に基づく異形名称は区別できない。

- ② 日本における文字表現の慣習から見て違和感があるのみならず、Google や Amazon の機械処理データにおいて、以下のような実害が現れてきている（機械可読性の原則）



書誌レコードの機能要件—IFLA書誌レコード機能要件研究グループ最終報告 2004/3
幹雄, 和中, 肇, 古川



6. 図書館目録作成者の視点から見た取り組み

日本図書館協会, 国立国会図書館, 国立情報学研究所等に対し, 以下の要望を提示したい。

(1) 新 NCR のタイトルに規範性を緩めたタイトルの採用の検討を

AACR は RDA となり, Cataloguing も Rules という語もなくなった。仮称ではあるが, 新 NCR のタイトルには Cataloguing も Rules も含まれている。

新 NCR が対象とする資料は, 例えば, NDL サーチの検索対象となっている資料すべてを含み, それらの記録を「全国書誌」と捉えるならば, 精粗の異なるデータを共存させた全国書誌データベース策定を規則の目標とすべきではないか (NDL が組織として規則策定に関わっているのも故なしとはしない)。そういう点で, 体現形の記録方法は柔軟なものとするべきであり, 規則ではなく, 「書誌的記録 (Bibliographic Record) および典拠データ (Authority Data) 作成のためのガイドライン」ないし「書誌・典拠データ作成指針」といった規範性を緩めたタイトルに変更すべきではないかというのが一つ目の提言である。

(2) 日本版共同目録プログラム (PCC) の設置

集中目録作業の対象外となる地域資料や専門図書館が対象とする資料 (音楽資料等) を全国書誌データベースに収録する枠組みとして, 日本版 PCC (Program for Cooperative Cataloging : BIBCO, NACO 等) を設置し, Web NDL Authorities の共同作成維持システムの構築を検討していただきたい。この枠組みの中で, 体現形および著作・個人等についての図書館コミュニティが共有する識別子を確定する仕組みを構築していただきたい。

(3) 新 NCR の理解促進と研修の実施

本規則は, 限定的な機関による集中目録作業における全国的な書誌・典拠データベース作成の指針であるとともに, そのデータベース利用者による利活用の枠組みを示すことも想定すべきである。このような観点から, FRBR の理解促進と新たな目録作成のコンセプトの理解を促進するために, 枝葉を省いたコアエレメントによる事例集を材料として, 講習会, 研修会等の開催を実施していただきたい。

(4) その他の課題

- ① 構成レベルの記録にも対応できるように, 上位書誌レベルの表示 (雑誌記事の収録誌等) をシリーズ表示のエレメントに当てはめていることの是非
- ② 新 NCR エレメント・セットおよびボキャブラリーを登録した新 Registry の開発
- ③ MARC に代わる書誌フレームワークの開発
- ④ FRBR-LRM への対応

新 NCR は, 書誌的事項をエレメント化し, 実体の属性と関連の記録を規定するものであるが, 2016 年 2 月に書誌的世界に関わる 3 つの概念モデル FRBR、FRAD、FRSAD を統合したモデル案 FRBR-LRM (FRBR Library Reference Model) が公表され, このモデルに対応させた RDA Toolkit の開発が始まっている。

この FRBR-LRM では, 体現形の属性は manifestation statement と呼ばれる唯一の属性だけが規定されている。「体現形に関する属性の記録が, 資料の識別に根幹的な役割を果たす」という観点からすると, この manifestation statement をベースとして, その他の実体との関連が中心課題となる。その点で, これまでの記述データ (体現形の属性) を厳格に作成するという「目録規則」の考え方から, 他の実体との関連付けを中心とした考え方に中心課題を移行させてゆく必要がある。

7. 司書課程教員の視点から見た取り組み

カード目録に基づく概念からの脱却により, 将来の図書館員育成の現場において, OPAC に慣れ親しんだ若者の理解が広まることが期待される。そのためには, 次の取り組みが必要である。

- ① 利用者の観点から見た目録作成・再活用, 図書館における書誌コントロールの重要性の理解の促進
- ② 上記の考え方を反映した新しい教科書の作成

別紙 1：言語・文字種関連条項の修正案

新 NCR	修正案
<p>序説</p> <p>4-2) 本規則の特徴</p> <p>①アクセス・ポイントの言語・文字種と読み、排列の扱い</p> <p>NCR1987 年版では、タイトル・著者等の標目について、和資料は片仮名で、洋資料はローマ字で表すこととしていた。漢字仮名まじり形等を標目としないのは、カード目録における排列を考慮した規定であった。本規則では、作成・提供の電子化が進んでからの目録慣行を踏まえて、<u>日本語の優先タイトルおよび日本の個人・団体・家族・場所の優先名称について漢字仮名まじり形とし、あわせて片仮名形の読みを記録することを原則とする。外国語（中国語及び韓国・朝鮮語を除く）の優先タイトルおよび外国の個人等の優先名称については、原語形とする本則と、日本語形とする別法を設け、データ作成機関の選択に委ねる。</u></p> <p>NCR1987 年版は、記述の部、標目の部に続けて排列の部を設けていたが、目録の作成・提供の電子化を考慮して、本規則では排列を扱わない。</p> <p><第 0 章 総説></p> <p>#0.8 優先言語・文字種の選択</p> <p><u>データ作成機関は、優先言語および文字種を選択する必要がある。</u></p> <p><u>日本語（漢字仮名まじり形）のみを選択することも、資料の言語によって、日本語（漢字仮名まじり形）と日本語以外の言語（原綴形、翻字形等、漢字仮名まじり形以外の形）を使い分けることも可能である。</u></p> <p>選択した優先言語によって、目録用言語が定まる。</p> <p>本規則の各条項では、目録用言語を日本語とする場合および英語とする場合に対応している。他の言語を目録用言語とする場合は、語彙のリストや規定に指示された語句を、必要に応じて目録用言語による表現</p>	<p>序説</p> <p>4-2) 本規則の特徴</p> <p>①アクセス・ポイントの言語・文字種と読み、排列の扱い</p> <p>NCR1987 年版では、タイトル・著者等の標目について、和資料は片仮名で、洋資料はローマ字で表すこととしていた。漢字仮名まじり形等を標目としないのは、カード目録における排列を考慮した規定であった。本規則では、作成・提供の電子化が進んでからの目録慣行を踏まえて、<u>優先言語および文字種によるタイトルおよび名称（またはその翻字形）をアクセス・ポイントとすることを原則とする。あわせて必要な場合には、タイトルおよび名称の読みを片仮名形またはローマ字形で記録する。</u></p> <p>NCR1987 年版は、記述の部、標目の部に続けて排列の部を設けていたが、目録の作成・提供の電子化を考慮して、本規則では排列を扱わない。</p> <p><第 0 章 総説></p> <p>#0.8 言語および文字種</p> <p><u>情報源に表示された情報を転記するエレメントにおいては、情報源に表示されている言語および文字種によることを原則とする。</u></p> <p><u>（参照：#1.11 を見よ。）</u></p> <p><u>但し、転記ができない文字種の場合には、データ作成機関が採用した翻字法に従って翻字して記録する。</u></p> <p><u>任意追加として、表記形に加えて翻字形を追加して記録することができる。</u></p> <p><u>その他のエレメントについては、データ作成機関が選択する優先言語および文字種を用いる。</u></p> <p>選択した優先言語によって、目録用言語が定まる。</p> <p><u>（参照：#1.10 を見よ。）</u></p> <p>本規則の各条項では、目録用言語を日本語とする場合および英語とする場合に対応している。他の言語を目録用言語とする場合は、語彙のリストや規定に指示された語句を、必要に応じて目録用言語による表現</p>

<p>に置き換えて記録する。</p> <p><第1章 属性総則></p> <p>#1.11 転記</p> <p>第2章の次のエレメントでは、特に指示のある場合を除いて、情報源に表示された情報を転記する。</p> <p>a) タイトル (参照: #2.1.0.4 を見よ。)</p> <p>b) 責任表示 (参照: #2.2.0.4 を見よ。)</p> <p>c) 版表示 (参照: #2.3.0.4 を見よ。)</p> <p>d) 逐次刊行物の順序表示 (参照: #2.4.0.4 を見よ。)</p> <p>e) 出版表示 (参照: #2.5.0.4 を見よ。)</p> <p>f) 頒布表示 (参照: #2.6.0.4 を見よ。)</p> <p>g) 製作表示 (参照: #2.7.0.4 を見よ。)</p> <p>h) 制作表示 (参照: #2.8.0.4 を見よ。)</p> <p>i) 著作権年 (参照: #2.9.2 を見よ。)</p> <p>j) シリーズ表示 (参照: #2.10.0.4 を見よ。)</p> <p>情報源に表示された情報を転記する場合は、文字の大小の表示は再現せず、#1.11.1～#1.11.11 およびそれらの規定が参照する付録に従って記録する。</p> <p>なお、他機関が作成したデータを使用する場合、または自動的なコピー、スキャン、ダウンロードなど (メタデータのハーベストなど) によるデジタル情報源を使用する場合は、データを修正せずに使用してよい。</p> <p>#1.11 転記 別法</p> <p>第2章の次のエレメントでは、特に指示のある場合を除いて、情報源に表示された情報を転記する。</p> <p>a) タイトル (参照: #2.1.0.4 を見よ。)</p> <p>b) 責任表示 (参照: #2.2.0.4 を見よ。)</p> <p>c) 版表示 (参照: #2.3.0.4 を見よ。)</p> <p>d) 逐次刊行物の順序表示 (参照: #2.4.0.4 を見よ。)</p> <p>e) 出版表示 (参照: #2.5.0.4 を見よ。)</p> <p>f) 頒布表示 (参照: #2.6.0.4 を見よ。)</p> <p>g) 製作表示 (参照: #2.7.0.4 を見よ。)</p> <p>h) 制作表示 (参照: #2.8.0.4 を見よ。)</p> <p>i) 著作権年 (参照: #2.9.2 を見よ。)</p> <p>j) シリーズ表示 (参照: #2.10.0.4 を見よ。)</p> <p>*情報源に表示された情報を転記する場合は、データ作成機関が定める、または採用すると定めた基準に従って記録する。この場合は、#1.11.1～#1.11.11 およびそれらの規定が参照する付録に従う必要はない*</p>	<p>に置き換えて記録する。</p> <p><第1章 属性総則></p> <p>#1.11 転記</p> <p>第2章の次のエレメントでは、特に指示のある場合を除いて、情報源に表示された情報を転記する。</p> <p>(参照: #0.8 を見よ。)</p> <p>a) タイトル (参照: #2.1.0.4 を見よ。)</p> <p>b) 責任表示 (参照: #2.2.0.4 を見よ。)</p> <p>c) 版表示 (参照: #2.3.0.4 を見よ。)</p> <p>d) 逐次刊行物の順序表示 (参照: #2.4.0.4 を見よ。)</p> <p>e) 出版表示 (参照: #2.5.0.4 を見よ。)</p> <p>f) 頒布表示 (参照: #2.6.0.4 を見よ。)</p> <p>g) 製作表示 (参照: #2.7.0.4 を見よ。)</p> <p>h) 制作表示 (参照: #2.8.0.4 を見よ。)</p> <p>i) 著作権年 (参照: #2.9.2 を見よ。)</p> <p>j) シリーズ表示 (参照: #2.10.0.4 を見よ。)</p> <p>情報源に表示された情報を転記する場合は、文字の大小の表示は再現せず、#1.11.1～#1.11.11 およびそれらの規定が参照する付録に従って記録する。</p> <p>なお、他機関が作成したデータを使用する場合、または自動的なコピー、スキャン、ダウンロードなど (メタデータのハーベストなど) によるデジタル情報源を使用する場合は、データを修正せずに使用してよい。</p> <p>#1.11 転記 別法</p> <p>第2章の次のエレメントでは、特に指示のある場合を除いて、情報源に表示された情報を転記する。</p> <p>(参照: #0.8 を見よ。)</p> <p>a) タイトル (参照: #2.1.0.4 を見よ。)</p> <p>b) 責任表示 (参照: #2.2.0.4 を見よ。)</p> <p>c) 版表示 (参照: #2.3.0.4 を見よ。)</p> <p>d) 逐次刊行物の順序表示 (参照: #2.4.0.4 を見よ。)</p> <p>e) 出版表示 (参照: #2.5.0.4 を見よ。)</p> <p>f) 頒布表示 (参照: #2.6.0.4 を見よ。)</p> <p>g) 製作表示 (参照: #2.7.0.4 を見よ。)</p> <p>h) 制作表示 (参照: #2.8.0.4 を見よ。)</p> <p>i) 著作権年 (参照: #2.9.2 を見よ。)</p> <p>j) シリーズ表示 (参照: #2.10.0.4 を見よ。)</p> <p>*情報源に表示された情報を転記する場合は、データ作成機関が定める、または採用すると定めた基準に従って記録する。この場合は、#1.11.1～#1.11.11 およびそれらの規定が参照する付録に従う必要はない*</p>
---	---

#1.12 タイトルおよび名称とその読み

アクセス・ポイントとして必要な場合には、タイトルおよび名称の記録にあわせて、それらの読みを異形タイトルまたは異形名称として片仮名形および（または）ローマ字形で記録する。

タイトルおよび名称とその読みの記録に用いる文字種には、漢字仮名まじり形、片仮名形、ローマ字形、漢字形、ハングル形、原綴形または翻字形がある。これらは、タイトルおよび名称とその読みにおいて、表 1.12 のとおり用いられる。詳細は#1.12.1～#1.12.7 で定める。

（参照：文字種の選択については、#4.1.3C、#4.1.3C 別法、#6.1.3.2C、#6.1.3.2C 別法、#8.1.3.2B、#8.1.3.2B 別法を見よ。）

表 1.12 タイトルおよび名称とその読みの文字種

<u>タイトルおよ び名称</u>	<u>読み</u>
<u>漢字仮名まじ り形</u>	<u>片仮名形および（または） ローマ字形</u>
<u>片仮名形</u>	<u>片仮名形および（または） ローマ字形、または記録 しない</u>
<u>漢字形</u>	<u>片仮名形および（または） ローマ字形、またはハン グル形（韓国・朝鮮語の 場合）</u>
<u>ハングル形</u>	<u>（原則として記録しな い）</u>
<u>原綴形</u>	<u>（原則として記録しな い）</u>
<u>翻字形</u>	<u>（原則として記録しな い）</u>

#1.12 統制形の記録

統制形は、第 4 章～第 12 章におけるタイトルおよび名称の記録に使用する表記形式である。統制形の記録にあたっては、データ作成機関が優先する言語および文字種を定めておく必要がある。

（参照：#0.8 を見よ。）

著作の優先タイトルおよび個人・家族・団体、場所の優先名称は、選択した言語および文字種で記録する。著作の異形タイトルおよび個人・家族・団体、場所の異形名称は、必要に応じて適切な言語および文字種で記録する。

#1.13 統制形の記録

統制形は、第 4 章～第 12 章におけるタイトルおよび名称の記録に使用する表記方法である。統制形の記録にあたっては、データ作成機関が優先する言語および文字種を定めておく必要がある。

（参照：#0.8 を見よ。）

著作の優先タイトルおよび個人・家族・団体、場所の優先名称は、選択した言語および文字種で記録する。著作の異形タイトルおよび個人・家族・団体、場所の異形名称は、必要に応じて適切な言語および文字種で記録する。

<p>文字種には、漢字仮名まじり形、片仮名形、ローマ字形、漢字形、ハングル形、原綴形または翻字形がある。これらは、タイトルおよび名称とその読みにおいて、表 1.12 のとおり用いられる。詳細は#1.12.1～#1.12.7で定める。</p> <p>(参照：文字種の選択については、#4.1.3C、#4.1.3C 別法、#6.1.3.2C、#6.1.3.2C 別法、#8.1.3.2B、#8.1.3.2B 別法を見よ。)</p> <p>表 1.12 タイトルおよび名称とその読みの文字種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>タイトルおよび名称</th> <th>読み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漢字仮名まじり形</td> <td>片仮名形および(または)ローマ字形</td> </tr> <tr> <td>片仮名形</td> <td>片仮名形および(または)ローマ字形、または記録しない</td> </tr> <tr> <td>漢字形</td> <td>片仮名形および(または)ローマ字形、またはハングル形(韓国・朝鮮語の場合)</td> </tr> <tr> <td>ハングル形</td> <td>(原則として記録しない)</td> </tr> <tr> <td>原綴形</td> <td>(原則として記録しない)</td> </tr> <tr> <td>翻字形</td> <td>(原則として記録しない)</td> </tr> </tbody> </table> <p>#1.12.1～#1.12-14 #1.13～1.13.3</p>	タイトルおよび名称	読み	漢字仮名まじり形	片仮名形および(または)ローマ字形	片仮名形	片仮名形および(または)ローマ字形、または記録しない	漢字形	片仮名形および(または)ローマ字形、またはハングル形(韓国・朝鮮語の場合)	ハングル形	(原則として記録しない)	原綴形	(原則として記録しない)	翻字形	(原則として記録しない)	<p>統制形の記録にあたっては、文字の大小の表示は再現しない。略語については、付録#A.3に示すものを使用する。また、数字の記録については、#1.11.10.1～#1.11.10.5に従う。</p> <p>採用した情報源に誤表示がある場合は、正しい表記に修正して優先タイトルまたは優先名称を記録する。誤表示が重要な場合は、これを異形タイトルまたは異形名称として記録する。</p> <p>著作、表現形、個人・家族・団体における識別要素の記録の方法は、第4章～第8章で規定する。</p> <p>(参照：#4.0.3、#5.0.3、#6.0.3、#7.0.3、#8.0.3を見よ。)</p> <p>#1.13-1～#1.13-14 #1.14～1.14.3</p>
タイトルおよび名称	読み														
漢字仮名まじり形	片仮名形および(または)ローマ字形														
片仮名形	片仮名形および(または)ローマ字形、または記録しない														
漢字形	片仮名形および(または)ローマ字形、またはハングル形(韓国・朝鮮語の場合)														
ハングル形	(原則として記録しない)														
原綴形	(原則として記録しない)														
翻字形	(原則として記録しない)														

別紙2：姓名の形をもつ名称（個人名の形式）の修正案

新 NCR	修正案
<p>#6.1.4.1 姓名の形をもつ名称 姓名の形をもつ名称は、姓を記録し、コンマ、スペースで区切って、名を記録する。名称に含まれる尊称や敬称は省略する。</p> <p>湯川, 秀樹 ユカワ, ヒデキ ノグチ, イサム Shakespeare, William 安岡, 正篤 ヤスオカ, マサヒロ (「安岡正篤先生」の敬称を省略) 近衛, 文麿 コノエ, アヤマロ (「近衛文麿閣下」の敬称を省略) 佐藤, 信淵 サトウ, ノブヒロ (「佐藤信淵大人」の敬称を省略)</p> <p>姓名の形をもつ名称は、本名の場合も筆名の場合もある。また、複数の個人による共有筆名で、姓と名のように慣用されている名称の場合もある。</p> <p>Queen, Elery 霧島, 那智 キリシマ, ナチ</p> <p>#6.1.5.1 複合姓等 複合姓のように、日本人の名称の要素と外国人の名称の要素から構成されている名称は、本人が常用している形か、慣用形で記録する。</p> <p>クルム伊達, 公子 クルムダテ, キミコ Date-Krumm, Kimiko 篠田ユール, 洋子 シノダユール, ヨウコ Yuile, Yoko Shinoda</p> <p>#6.1.5.2 姓名の順が逆転している名称 名、姓の順に構成されている日本人の筆名、芸名などは、その順に、コンマで区切らずに記録する。その読みは分かち書きして記録する。</p> <p>ジェームス三木 ジェームスミキ フランキー堺 フランキーサカイ</p> <p>#6.1.5.3 姓と名のように慣用されている名称 姓と名ではないが、姓と名のように慣用されている名称は、姓と名の場合と同様な形で記録する。</p> <p>a) 姓と雅号から成る名称 松尾, 芭蕉 マツオ, バショウ 島崎, 藤村 シマザキ, トウソン</p> <p>b) 全体が筆名、雅号、屋号である名称 東洲斎, 写楽 トウシュウサイ, シヤラク 十返舎, 一九 ジッペンシャ, イック 三遊亭, 円朝 サンユウテイ, エンチョウ</p>	<p>#6.1.4.1 姓名の形をもつ名称 <u>姓名の形をもつ名称は、姓を記録し、スペースで区切って、名を記録する。姓と名を転置する場合には、姓名間をコンマとスペースで区切る。名称に含まれる尊称や敬称は省略する。</u></p> <p>湯川 秀樹 ユカワ ヒデキ ノグチ イサム Shakespeare, William 安岡 正篤 ヤスオカ マサヒロ (「安岡正篤先生」の敬称を省略) 近衛 文麿 コノエ アヤマロ (「近衛文麿閣下」の敬称を省略) 佐藤 信淵 サトウ ノブヒロ (「佐藤信淵大人」の敬称を省略)</p> <p>姓名の形をもつ名称は、本名の場合も筆名の場合もある。また、複数の個人による共有筆名で、姓と名のように慣用されている名称の場合もある。</p> <p>Queen, Elery 霧島 那智 キリシマ ナチ</p> <p>#6.1.5.1 複合姓等 複合姓のように、日本人の名称の要素と外国人の名称の要素から構成されている名称は、本人が常用している形か、慣用形で記録する。</p> <p>クルム伊達 公子 クルムダテ キミコ Date-Krumm, Kimiko 篠田ユール 洋子 シノダユール ヨウコ Yuile, Yoko Shinoda</p> <p>#6.1.5.2 姓名の順が逆転している名称 <u>名、姓の順に構成されている日本人の筆名、芸名などは、その順に、転置せずに記録する。</u></p> <p>ジェームス三木 ジェームスミキ フランキー堺 フランキーサカイ</p> <p>#6.1.5.3 姓と名のように慣用されている名称 姓と名ではないが、姓と名のように慣用されている名称は、姓と名の場合と同様な形で記録する。</p> <p>a) 姓と雅号から成る名称 松尾 芭蕉 マツオ バショウ 島崎 藤村 シマザキ トウソン</p> <p>b) 全体が筆名、雅号、屋号である名称 東洲斎 写楽 トウシュウサイ シヤラク 十返舎 一九 ジッペンシャ イック 三遊亭 円朝 サンユウテイ エンチョウ</p>

<p>江戸川, 乱歩 エドガワ, ランポ 獅子, 文六 シシ, ブンロク</p> <p>c) 地名が姓のように慣用されている名称 佐倉, 惣五郎 サクラ, ソウゴロウ (江戸時代前期の名主で姓は木内氏だが、地名と結びつく名称で知られている。)</p> <p>#6.1.5.4 姓名の間に「ノ」を入れて読む名称 おおよそ中世までの人名で慣用される、姓と名の間の「ノ」の読みは、原則として記録しない。ただし、姓が短い場合に例外的に「ノ」を記録することがある。 山部, 赤人 ヤマベ, アカヒト 源, 実朝 ミナモト, サネトモ 千, 利休 セン, リキユウ 太, 安麻侶 オオノ, ヤスマロ 紀, 貫之 キノ, ツラユキ</p> <p>#6.1.6 中国人の名称 中国人の名称は、#6.1.4～#6.1.4.4 によるほか、次のとおりとする。 a) 漢字形を選択した中国人の名称は、原則として個人と結びつく資料や参考資料でよく見られる字体（繁体字・簡体字を含む）で記録する。 読みは、必要に応じて記録する。片仮名形および（または）ローマ字形（ピンインを含む）で、姓名をコンマ、スペースで区切って記録するか、適切な単位に分ち書きして記録する。 b) 片仮名形または他の原綴形を選択した中国人の名称は、姓を記録し、コンマ、スペースで区切って、名を記録するか、適切な単位に分ち書きして記録する。 読みは、必要に応じて記録する。片仮名形および（または）ローマ字形（ピンインを含む）で、姓名をコンマ、スペースで区切って記録するか、適切な単位に分ち書きして記録する。 (参照：文字種、読みの選択については、#6.1.3.2C を見よ。)</p> <p>毛, 沢東 モウ, タクトウ 葉, 昌熾 ショウ, ショウシ 沈, 復 シン, フク 楊, 逸 ヤン, イー シュエ, シャオルー 蘇, 軾 ソ, ショク Lee, Yuan Chuan</p> <p><以下略></p>	<p>江戸川, 乱歩 エドガワ, ランポ 獅子, 文六 シシ, ブンロク</p> <p>c) 地名が姓のように慣用されている名称 佐倉, 惣五郎 サクラ, ソウゴロウ (江戸時代前期の名主で姓は木内氏だが、地名と結びつく名称で知られている。)</p> <p>#6.1.5.4 姓名の間に「ノ」を入れて読む名称 <u>おおよそ中世までの人名で慣用される、姓と名の間の「ノ」の読みを入れて記録する。</u></p> <p>山部, 赤人 ヤマベ ノ, アカヒト 源, 実朝 ミナモト ノ, サネトモ 千, 利休 セン ノ, リキユウ 太, 安麻侶 オオ ノ, ヤスマロ 紀, 貫之 キノ ノ, ツラユキ</p> <p>#6.1.6 中国人の名称 中国人の名称は、#6.1.4～#6.1.4.4 によるほか、次のとおりとする。 a) 漢字形を選択した中国人の名称は、原則として個人と結びつく資料や参考資料でよく見られる字体（繁体字・簡体字を含む）で記録する。 読みは、必要に応じて記録する。片仮名形および（または）ローマ字形（ピンインを含む）で、<u>姓名をスペースで区切って記録</u>するか、適切な単位に分ち書きして記録する。 b) 片仮名形または他の原綴形を選択した中国人の名称は、<u>姓を記録し、スペースで区切って、名を記録</u>するか、適切な単位に分ち書きして記録する。 読みは、必要に応じて記録する。片仮名形および（または）ローマ字形（ピンインを含む）で、<u>姓名をスペースで区切って記録</u>するか、適切な単位に分ち書きして記録する。 (参照：文字種、読みの選択については、#6.1.3.2C を見よ。)</p> <p>毛, 沢東 モウ, タクトウ 葉, 昌熾 ショウ, ショウシ 沈, 復 シン, フク 楊, 逸 ヤン, イー シュエ, シャオルー 蘇, 軾 ソ, ショク Lee Yuan Chuan</p> <p><以下略></p>
---	---